一般社団法人実家片づけ整理協会受講規約

第1条(適用範囲)

本規約は、一般社団法人実家片づけ整理協会(以下、「当協会」)が主催するすべての講座を対象とし、効力を生じます。

第2条 (講座の種類、内容、受講料等)

別表を基本とします。ただし別表以外の講座も有料無料にかかわらず臨時に開催できるものとし、講座の種類、内容、料金等はその都度定めるものとします。

第3条(受講資格)

受講申込みは、次の各号に掲げる受講資格を満たしている方が、当協会が定める所定の方法に従って行い、受講をすることができます。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人でないこと。
- (2)満20歳以上であること(20歳未満でも親権者の同意ある場合受講可)。
- (3) 協会が講座の募集要項等で別に定める受講資格を満たしていること(受講資格の審査がある場合もあります)。

第4条(受講契約の成立)

本講座の受講の申込みの後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。

第5条(決済方法)

本講座の受講料の決済方法は次に定めるとおりです。

(1)銀行振込(一括支払い)

受講料の全額を、当協会が指定する銀行口座へお振込み下さい。(振込手数料は支払いをする方のご負担とします。)

(2) クレジットカード決済等

協会等が、クレジットカード決済やコンビニエンス決済を導入している場合に限り、クレジットカード決済やコンビニエンス決済ができるものとします。

第6条 (受講料の返金)

一度お振込みいただいた受講料は、いかなる理由があっても返金はいたしかねます。なお、該当講座の3日以上前に、受講日の変更の通知があった場合は、後日の開催日に変更できるものとします。受講日の変更の通知とは、メール、郵送その他明確な方法による通知が当協会に到達し、当協会が覚知した時点をいいます。協会休業日の電話連絡は明確な通知には含みません。

第7条 (講座開催の中止)

本講座の受講の申込者が最小開催人数(各講座で設定)に満たない場合、当協会は講座の開催の日の1週間前までに、既に受講申込みのあった者に通知をし、講座の開催を中止することができます。その場合、既に支払いのあった受講料はその全額を返金するものとします。また天変地異・自然災害・天候に影響されるやむを得ない事由により講座が中止(遅延合む)された場合は、日程を延期して開催します。なおこれに関連し受講者に生じる損害がある場合でも、当協会はその賠償の義務を負わないものとします。

第8条 (講座修了等の要件)

本講座の全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした方のみ受講修了となります。なお、本講座が資格の認定を受けうる講座であっても、受講修了をした上で当協会が別に 定める要件を満たした場合に限り資格の認定を受けられるものとし、資格の認定は、保証されているものではありません。

第9条(付与資格とその活用)

別表による当協会が付与した資格を商業利用する場合や、当協会の内容で講座や片付サービスをする場合は、資格に応じて当協会が認定した保有資格名を肩書として使用し、当協会と協議するものします。

第10条(著作物)

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物(ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。) に関する著作権は当協会に帰属し、受講者が当協会の事前の承諾を得ずに、当該著作権を侵害する行為(次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。) を行うことを禁じます。

- (1) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為

第11条(秘密保持)

受講者は、本講座を受講するにあたり、当協会によって開示された当協会固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

第12条(遵守事項)

受講者は、本講座を受講するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 当協会の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- (2) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当協会及び講師に一切の責任を求めないこと
- (3)他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の 行為を含む)を行わないこと
- (4) 本講座の内容につき、許可なく録音又は録画、撮影をしないこと

第13条(受講資格及び取得資格の失効)

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格及び取得した資格を失効し、その後、当該講座並びに当協会の如何なる講座の受講もできなくなります。また、 失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

- (1) 本規約又は法令に違反した場合
- (2) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (3) 当協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- (4) 当協会の事業活動を妨害する等により当協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (5) 当協会又は当協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (6) 本講座の受講申込みその他当協会に伝えた情報に虚偽の内容がある場合

第14条 (地位の譲渡)

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

第15条(損害賠償)

受講者は、本規約及び法令の定めに違反したことにより、当協会及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第16条(免責事項)

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、当協会は一切の責任を負わないものとします。 第 17 条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。 第18条(投議車所)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上

別表

□実家片づけアドバイザー® 2 級認定資格 □実家片づけアドバイザー® 1 級認定資格 □片づけ掃除アドバイザー認定資格 □実家 片づけアドバイザー2 級認定講師資格 □実家 片づけアドバイザー2 級認定講師資格 □実家片づけアドバイザー1 級認定講師資格 □片づけ掃除アドバイザー認定講師資格 □書類整理アドバイザー認定講師資格

〒104-0061 東京都中央区銀座 1 丁目 3 番 3 号 G1 ビル 7F

一般社団法人 実家片づけ整理協会 殿

上記規約に同意いたします。